電気・ガス料金支援に係る
ガス料金の特別措置

［使用契約条件への追加の契約条件］

2026年12月１日 実施

九 州 電 力 株 式 会 社

電気・ガス料金支援に係るガス料金の特別措置
［使用契約条件への追加の契約条件］

目　　次

１　適　用　範　囲 …… 1

２　適　用　期　間 …… 1

３　単位料金の調整 …… 1

４　調整単位料金 …… 1

５　そ　　の　　他 …… 1

別　　表 …… 2

１　適　用　範　囲

この電気・ガス料金支援に係るガス料金の特別措置は，当社が別に定める使用契約条件（以下「使用契約条件」といいます。）にもとづきガスの供給を受けるお客さまに適用いたします。

２　適　用　期　間

適用期間は，2026年12月の検針日の翌日から2027年３月の検針日までといたします。

３　単位料金の調整

単位料金の調整とは，使用契約条件の従量料金において，原料価格の変動に応じて，基準単位料金から加算または減算した単位料金を算定することをいいます。

４　調 整 単 位 料 金

２（適用期間）に定める適用期間における，使用契約条件の調整単位料金は，使用契約条件に定める調整単位料金によらず，別表（単位料金の調整）により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

５　そ　　の　　他

その他の事項については，使用契約条件によるものといたします。

別　　表

（単位料金の調整）

調整単位料金および原料費調整単価は，次のとおり算定いたします。

1　調整単位料金

⑴　基準平均原料価格

１トン当たり，85,350円といたします。

⑵　平均原料価格の算定

平均原料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均原料価格は，10円単位とし，10円未満の端数は，１円の位で四捨五入いたします。

平均原料価格＝Ａ×0.9423＋Ｂ×0.0620

Ａ＝各平均原料価格算定期間における１トン当たりのＬＮＧ平均価格

Ｂ＝各平均原料価格算定期間における１トン当たりのＬＰＧ平均価格

また，各平均原料価格算定期間における１トン当たりのＬＮＧ平均価格および１トン当たりのＬＰＧ平均価格の単位は，10円とし，10円未満の端数は，１円の位で四捨五入いたします。

⑶　調整単位料金の算定（１立方メートル当たり）

イ　１トン当たりの平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{調整単位料金} = \text{使用契約条件に定める基準単位料金} + (⑵\text{の平均原料価格} - ⑴\text{の基準平均原料価格}) \times \frac{0.081}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

－ハの特別措置料金

ロ　１トン当たりの平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金＝使用契約条件に定める基準単位料金

－（⑴の基準平均原料価格－⑵の平均原料価格）

$\times\frac{0.081}{100}$ ×（１＋消費税率）

－ハの特別措置料金

ハ　特別措置料金

特別措置料金は，次のとおりといたします。

	2026年12月の検針日の翌日から2027年１月の検針日までの期間	2027年１月の検針日の翌日から2027年３月の検針日までの期間
１立方メートルにつき	４円００銭	１８円００銭

なお，基準平均原料価格と平均原料価格との差額は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で切り捨てていたします。

また，上記の算式によって求められた計算結果の小数点第３位以下の端数は，切り捨ていたします。

⑷　調整単位料金の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された調整単位料金は，その平均原料価格算定期間に対応する調整単位料金適用期間に使用されるガスに適用いたします。

なお，各平均原料価格算定期間に対応する調整単位料金適用期間は，次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	調整単位料金適用期間
2026年8月1日から 10月31日までの期間	2027年の1月分の料金の算定期間
2026年9月1日から 11月30日までの期間	2027年の2月分の料金の算定期間
2026年10月1日から 12月31日までの期間	2027年の3月分の料金の算定期間

2　原料費調整単価

⑴　1⑶イにより算定した調整単位料金が使用契約条件に定める基準単位料金以上のとき

原料費調整単価＝1⑶イにより算定した調整単位料金
－使用契約条件に定める基準単位料金

⑵　1⑶ロにより算定された調整単位料金が使用契約条件に定める基準単位料金未満のとき

原料費調整単価＝使用契約条件に定める基準単位料金
－1⑶ロにより算定した調整単位料金